

山梨県環境保全審議会廃棄物部会(平成23年度第1回) 会議録

1 日 時 平成23年7月11日(月) 午前10時～12時

2 場 所 県民会館4階406会議室

3 出席者(敬称略)

(委員) 金子栄廣 芦澤公子 飯窪さかえ 小沢典夫 永井寛子 東原記守 森 智和  
(事務局) 守屋環境整備課長 山口廃棄物対策指導監 笹本総括課長補佐  
施設計画担当(4人) 産業廃棄物担当(1人) 廃棄物不法投棄対策担当(1人)  
小林環境創造課長

4 傍聴者等の数 6人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 開会あいさつ
- (3) 廃棄物部会長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 会議に付した議題

- (1) 第2次山梨県廃棄物総合計画(案)について【公開】
- (2) 山梨県廃棄物総合計画の進行管理について【公開】
- (3) その他【公開】

7 議事の概要

(議長)

それでは、早速議事を進行していききたいと思います。議事が円滑に進みますよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

はじめに、議題(1)「第2次山梨県廃棄物総合計画(案)について」と議題(2)「山梨県廃棄物総合計画の進行管理について」ですが、関連のある内容となりますので、併せて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料を基に説明

(議長)

どうもありがとうございました。ただいま議事の(1)と(2)の説明をいただきましたけれども、全体を通して御意見や御質問があればお願いいたします。

(委員)

計画案資料 No.3 の 4 ページ、一般廃棄物の発生抑制が必要だということを強調するように前回の部会でお話ししたところですが、理由を書いていたのはいいのですが、後ろの記述で「引き続き発生抑制に向けて一層取り組んでいくことが必要」とありますが、これでは緩いと思います。「引き続き」や「向けて」という言葉では柔らかすぎます。「一層」を入れています、強さが伝わりません。実際、計画の中では国を上回る発生抑制を盛り込むわけなので、力を入れることを強調する必要があると思います。概要版の第 2 章から第 4 章の廃棄物の現状と課題の最初の記述「発生抑制の取組を一層推進することが必要である」とありますが、これくらいの表現がいいと思います。「引き続き」や「向けて」はやめて、このような表現がいいと思います。

(環境整備課長)

ありがとうございました。委員のおっしゃるように修正したいと思います。

(議長)

他にいかがでしょうか。お願いします。

(委員)

県民意見提出制度の実施状況について、意見件数が 3 件ということですが、これはどういう方法で意見聴取をしているのでしょうか。

(事務局)

実施方法としては、県のホームページ上にあるパブリックコメントという箇所はこの計画素案を掲載しています。また、各地にある地域県民センターに資料を備え付けています。それらから、計画素案をご覧いただいた上で意見を提出していただきます。

(議長)

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。お願いします。

(委員)

平成 18 年度のごみ排出量が増加していますがその背景について教えていただきたいと思っています。

それから、ごみ削減についての県民への働きかけについてですが、震災後にエネルギーや電気については国民・県民が危機感を持って使用量を減らす取組を行っていますが、ごみについても震災後に多くの方が、これまでの大量生産・大量消費を見直して新しいライフスタイルに変えていくということを考えた方が多いと思います。ごみの削減についても、より危機感を持って取り組めるような働きかけが必要だと思います。

(議長)

いかがでしょうか。

(事務局)

平成 18 年度のごみ排出量の増加の背景ですが、廃棄物総合計画(案)の 7 ページをご覧くださいと思います。県としては、各市町村に対して毎年度の排出量等の調査を行っています。特徴的な動きをしているものについてはどういう事情があるのか把握に努めています。平成 18 年度の一時的な増加については、まず 1 点目としては、平成 14 年から小型焼却炉の設置基準が厳しくなったということで、従来自宅等で焼却を行っていたものが、市町村により収集されるようになったことが挙げられます。それから、この時期には市町村合併が進んでいまして、小規模町村が大きい市と合併することで、ごみ収集方法の見直し等が行われ、排出量が増加したと思われます。併せて、各市町村では指定ごみ袋の導入など排出抑制の取組を行っていますので、排出量は若干増加していますが、傾向としては横ばいくらいで推移していると思われます。

(環境整備課長)

ごみの削減についてですが、過去の部会の中でも一般廃棄物については意見が出てきましたが、各市町村間でやり方が異なっていますので、そこをうまく刺激するような、市町村毎の数字を見せることなどの意見をいただきました。産業廃棄物についてはいろいろな法律があり、かなり進んでいるわけですが、一般廃棄物についてはこの 5 年間で全国的な取り組みから遅れていることが分かりましたので、今後、市町村の意識をどうやって高めていくか、場合によれば数字を出していくことや、模範的な事例については紹介していくことなども考えられます。市町村の費用軽減にも繋がりますので、この計画をうまく使いながら、情報等を周知しながら進めていきたいと考えています。

(議長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

一般廃棄物の現状と課題の中で、根本的な問題は容器包装リサイクル法が平成 19 年に施

行され、税金で廃棄物処理をしていくことに盲点があると思います。県民の意識というのは、ごみを出せばいいという感覚が強いと思います。それは県民の負担のあり方を考えずに、行政の中でごみを処理してくれるからという考え方があるからだと思います。意識を改めてごみの減量・削減・再利用という意識を高めていくためには、県も容器包装リサイクル法についての国への要請も考える必要があるのではないのでしょうか。私どもも国へ容器包装リサイクル法の見直しについて要請をしていますが、それが一番原点に返って良いのではないかと思います。集団回収が進められていた頃は、県民意識は高かったと思います。容器包装リサイクル法で処理している中でのごみの削減率は横ばいになっていますが、それをさらに削減するとなると、自治体が基本計画を立てるのは当然ですが、住民の、減量していくという意識を如何に高めるかということは、集団回収にポイントがあると思います。その集団回収が推移してきたものが容器包装リサイクル法になっています。もう少し集団回収しているところにスポットが当たるような市町村行政があつて良いのではないかと思います。特に団地に住んでいる人などは意識が低いと思われるので、そういう人たちの意識をどう変えていくかということが一つあると思います。市町村の中で集団回収をしていくというくらいの意識を高めて、それらの集団に対して恩恵があつて、支援をしていくようなやり方が市町村の中に出てくるような廃棄物処理計画があれば、ごみ削減が進んでいくと思います。その辺を根本的に考えていかないといけないと思います。市町村が税金で処理しているからいいということではなく、住民の税金で賄っているんだという意識を高めていくための、住民の意識を改革していくことを考えなくてはならないと思います。県として、国へも働きかけ、市町村へも支援していく、市民を原点において計画を立ててほしいと思います。

(環境整備課長)

貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。ごみの処理については、自治会の日頃の活動が活発なところはそれほど支障なくできると思いますが、集合住宅のような住民が1、2年で出て行ってしまうところはそもそも自治会にも入らないということもございますので、そのような活動の中の一環として、県としてリサイクルステーションへの財政的支援をしています。また、自治会の活動と合わせてとなると市町村が住民と一番近いので具体的な支援ができると思います。県としては、環境創造課でも市町村への数千万円という規模で財政支援しておりますし、啓蒙普及の支援等の後押しする役目しております。

(委員)

市町村の中にまだ廃棄物処理計画を立てていないところが3つあるとのことですが、それは公開しないのですか。

(事務局)

公開自体は現状ではしておりませんが、そのうち 2 つは今年度中には策定することになっております。

(議長)

他いかがでしょうか。お願いします。

(委員)

今の容器包装リサイクル法のことですけれども、根本的なところが解決できていないと思います。県民意見提出制度の実施状況の 3 つ目の御意見はその通りだと思います。拡大生産者責任をきちんと指摘して出していかなければいけないと思うんですけれども、国がこれに対して非常に弱腰です。見直しの際に、市民としては肝心なところに手を付けなければ、どうしても根本的な解決はできないと言っているんですけれども、なかなかそのところに手を付けられないということがあります。国がそうだから市町村はそれに従って、その範囲内でやっていきますという時代ではないと思います。国がなかなか腰を上げないのであれば、地方がそれに向けて動き出した方がいいと思います。地方が国に向かって物申していかなければいけないのではないかと思います。今後の検討課題のようにはなるのですが、県が本気になってやってくれば、ここでネックになっている部分が見えてくると思います。ですから、地方から国に向かって行動を起こすということがこれから大切だと思います。

それから、もう一つ拝見して思ったのですが、「山梨県廃棄物総合計画の進行管理について」とありますが、この計画そのものは環境整備課の管轄でやるということなのでしょうけれども、いろいろな一つ一つの課題についてはいろいろな課が管理していて、資料には担当課が書いてありますけれども、この一つ一つの課題について、担当課と環境整備課との関係はどうなのでしょう。行政の縦割りの弊害とよく言われますが、私は、県が一丸となってこれに取り組もうってなったときに、環境整備課はその中心になるところですから、どの課とも連携しながらやっていただきたいと思います。

例えば、県民の日のイベントなのですが、昨年実施されたときは全てのごみ箱に蓋をして、ごみを一切出さないイベントになっていて、山梨は非常に進んでいると思いました。しかし、実際イベントのときに、私は使い捨て食器のごみをなくするという運動をやっているのですが、それで使い捨て食器が無くなったかと言えば、全然そんなことはありませんでした。使い捨て食器をいっぱい使っているんです。そういうところまで徹底してやるのであれば、そういう事実を環境整備課はどこまで把握しているのでしょうか。県民の日は、県民に対してごみについて一番啓蒙できるところで、県が先頭に立ってごみの出ないイベントにしようという本気で取り組む姿勢が県民の中にひしひしと入っていく良いチャンスだと思います。私は、このイベントは環境創造課などと連携してやると思っていたの

ですが、県民生活・男女共同参画課だけの問題ではなくて、環境整備課はいろいろなところに関心を持って、一緒になってごみ減量について計画を立てることが必要ではないかと思えます。今までの県民の日のイベントを見て思えます。県民生活・男女共同参画課だけがやっているのか、環境創造課や環境整備課が係わっているのかよく分かりませんが、県の最大のイベントなので、私は全ての課が係わって、一堂に会して県民に向かって発信しようという意気込みが欲しいと思えます。そういう意味で、縦割りの壁は取っ払って、是非県全体の関心を持ってやっていただきたいと思えます。

(議長)

事務局から何かありますか。

(環境創造課長)

是非県民の日だけではなく、県庁で連携をして全て県の中で一貫してそういった取り組みができるように我々の方で各セクションに声を掛けて今後とも推進していきたいと思えます。

(環境整備課長)

環境整備課の方でこの計画をとりまとめて、進行管理をやります。ですので、5年後に良くない結果になってしまっ困るということがないように、市町村だけではなく、環境創造課をはじめ各所管課の背中を押しながら進めていくというのが環境整備課の役割になっています。ですから、今委員がおっしゃったように、それぞれバラバラということがないように、5年後に委員の皆様にご怒られることがないように、一生懸命連携を取って各所管課と進めていくということを常に念頭に置いてやっていきたいと考えております。

(委員)

私たちの目から見て、変わったなと思えるような取り組みをやっていただきたいと思えます。

(委員)

それは行政側だけではなくて、県民自体からそういった考えを持つ集団がどんどん出ていかななくてはいけないと思えます。県だけがそういうことをやろうとしてもだめですし、各課の調整は庁内調整でやっていると思えますが、やはり県民が皆さんの意見を集約して一緒に共同体になっていくような県民の日の企画をやっていかないといけないと思えます。過去にも県民の日のイベントをやるときに、私たちが県民の日にマイバッグを持っていきましょうということをチラシの端に書いて欲しいと言いましたが、実現しませんでした。委員がおっしゃったリユース食器を使おうということも、リユース食器の使用に面倒臭さ

があって、ごみの削減について県民に浸透していないために、そういうことをやるのであれば県民の日に参加しないであろうという人も出てきます。そういうバラバラな面があるので、県民の日の企画については、民間がもっとこういう風な企画をしたいということと一緒に話して意見を言わなくてはいけないと思います。県ばかりがやろうとするのではなく、県民の意識を高揚させるための環境に係わる集団のあり方も問われると思います。その辺は私たちがお尻を叩いていかないといけないと思います。しかし、国民文化祭が来ればなおのこと難しいと思います。

(環境創造課長)

県民の日のイベントそのものが、県民が総参画できるというもので、様々な活動、様々な考え方をしている人たちが参加してくるので、当然委員がおっしゃるような形で全ての人たちがそういった意識を持って参加することが一番なのですが、いろんな方がいらっしゃる中で、そもそも県民のイベントだということから始まっていますから、やはりこのところは地道に、我々が一生懸命啓発活動をしながらこういった取り組みが一步一步進むようなかたちでやっていくしかないと思っておりますので、各主管課が連携をして進めていきたいと思っております。

(委員)

いろいろな実施状況を見ても、点に過ぎなくて、これを面にしていくっていう過程がまだできていないのかなと思います。

(議長)

実際のこととなるとなかなか難しい部分があると思いますがけれども、是非県の中でも各職員の連携を濃くしていただいてやっていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

(委員)

一般廃棄物の排出状況というところで、再生利用量はここ数年 18%ぐらいでずっと構成比が止まっています。それで、表を見ると平成 22 年度の目標が 28%ですので、目標に比べるとよろしくない状況にあるんじゃないかなと思います。この 28%という目標自体が達成可能な目標なのかどうかということなんですが、設定に問題があるんじゃないかと思います。総排出量が減れば減るほど再生利用率というのは変わってこない状況になるので、発生抑制すればするほど再生利用は減るものなので、この辺の関係性や再生利用できるもののポテンシャルを調べたりしてこういう目標は定めなくてはいけないと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

(事務局)

今の平成 22 年度の再生利用率 28%のところですが、委員がおっしゃったように、リサイクルの数量というのはごみの総量にリンクしていますが、量そのものを対象とするよりは、再生利用率、どれくらいの割合が再生利用されたかということターゲットにする方が良いのではないかとということで、新しい計画では再生利用率の方にシフトしまして、そちらを意識したような形で設定をしております。28%という目標が、そもそも達成が難しいということですが、5年前の時点におきましては、市町村のごみ処理施設の整備が進むであろうということがありまして、そういった市町村の溶融施設の整備がかなり進んでくれば、ストレートに再生利用量あるいは再生利用率に反映されますので、そういったものを見込む中で 28%まではなんとか辿り着ける数字ということで設計をいたしました。ただ、ここにきまして市町村の方も計画に遅れが見られている状況も出てきているものですから、御検討いただいている今回の計画の中では、その辺も踏まえまして平成 27 年度時点で再生利用率 25%ということで今後進めていきたいと思っております。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

今の話ですと溶融施設が設置されれば 28%に届くということなのですが、施設の整備で再生利用量を多くするというのと、県民側に啓蒙などの施策によって再生利用量を多くするという 2 つの方法があると思うのですが、どの方法で進めていくかということを目標できちんと決める必要があると思っております。施設の方であれば、県民側が努力してもどうしようもないものですから、県民側がどの程度努力すればいいのかということを確認にしながらはいけないのではないかと思います。

(事務局)

その辺のところは必ずしも端的に完全にイコールになるわけではございませんけれども、県民 1 人 1 日当たりのごみの排出量がありまして、この中には分別回収の量を差し引いた形で設定をしております。内容的には 4 人家族で 1 ヶ月に 45L のごみ袋を 1.5 袋位減らしていただければ達成できるのではないかとということで目安をお示しさせていただいておりますけれども、そういったところを県民の皆様方には参考にしていただいて、取り組んでいただきたいと思っております。

(議長)

よろしいでしょうか。それでは議題 (1)「第 2 次山梨県廃棄物総合計画 (案) について」と議題 (2)「山梨県廃棄物総合計画の進行管理について」は終わりにさせていただきます。



各委員から貴重な御意見をいただきましたので、それを踏まえて計画の策定及び進行管理を進めていただくようお願いいたします。

続きまして、今後の日程につきまして事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

本日御検討いただきました「第2次山梨県廃棄物総合計画」については7月28日の環境保全審議会において御審議をいただくこととしております。その後、県庁内で決定し公表する予定です。

(議長)

続きまして、議題(3)「その他」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

(環境整備課長)

資料を基に説明

(議長)

どうもありがとうございました。処分場の今後計画について何かございますでしょうか。

(委員)

(3)「次期処分場の収支見通し」についてですが、産業廃棄物が62億円の赤字、一般廃棄物が収支差額0円とありますが、今回境川については一般廃棄物の処分場として整備し、収支は0にしますということですね。そこで産業廃棄物を上乗せで受入れて、どうして赤字が62億円も出るのでしょうか。

(環境整備課長)

産業廃棄物と一般廃棄物は法律で区分計上しなければならないと決められています。ですので、処分場としては一つですが、今後20年間を埋立搬入期間として、どのくらいの埋立が考えられるのかということを計算した場合、一般廃棄物が51%、産業廃棄物が49%となります。そうするとだいたい60万m<sup>3</sup>ですから30万m<sup>3</sup>ベースぐらいになります。ものとすれば処分場は一つですが、計算上はそれぞれ区分して、収支の見通しを考えなければいけないということで、産業廃棄物の方は明野処分場の状況から1万4千円程度しか取れないとすれば、それにかかる経費というのは、ほぼ半分にあたります。だいたい110億円ぐらいの経費がかかるので、市町村は47億円程度ですので、60億円程度の赤字が出るということでもあります。

(委員)

境川の処分場を想定すると一般廃棄物の燃え殻を埋めて最終的には収支は 0 になり、産業廃棄物を 1 トンでも 100 トンでも余計に入れば、必ずやその処分場はプラスになるだろうと思っていたんですけども、そういう解釈はできないということですよね。

(環境整備課長)

国が財政支援をしていきますので、例えば産業廃棄物を 1 万 4 千円を入れて、一般廃棄物を 3 万円で負担を取った場合に、国の財政支援でなぜそんな安い値段で産業廃棄物を取るんですかと言われるので、考え方はとしては、物は同じですけども、はっきり経理上は区分して考えて、経費を分けていかなければいけないと法的に決められていますので、一般廃棄物の方は産業廃棄物を入れるのであれば、そこは除外して国に交付金をもらう申請をしなければならない、ということになります。ですからこのまま 30 万 $m^3$ として造ったとしても、もし産業廃棄物を入れる前提があるとするならば、その分 10 万 $m^3$ なら 10 万 $m^3$ を抜いていかなければならなりません。そうすると 20 万 $m^3$ で国から財政支援をもらって、市町村がそれを建てる金をその分処理料金をもらって、10 万 $m^3$ を改めて全体の経費をみて、その収入が入ってくるのをみて収支計算を建てなければならなりません。ということで、30 万 $m^3$ と 30 万 $m^3$ を分けた場合にも、規模が拡大した場合でも、産業廃棄物は 60 億円以上の赤字が出るという試算が出たということです。

(委員)

産業廃棄物の最終処分場については、当面凍結をしますとの発表がなされていますが、明野処分場が今はあのような状況でありますし、境川がその次に整備をされても、産業廃棄物は搬入されません、となってきましたと、山梨県の産業廃棄物がどこに彷徨うのかな、との気がするわけでございます。個人的に話をさせていただくならば、民間の事業所で出たゴミでありますから、民間がどこかに持って行って適当に処分しなさいということなんでしょうけれども、どこに論点があるのかわかりませんが、我が家の庭先のごみをほうきで他県に掃き込んでいるようなものだ、と私はいつも表現をするわけですが、隣の掃き込まれた県の人だって、いつまでも山梨県のごみをうちの県に持ってくるんじゃないよ、と必ずや言ってこられる時期が来るんだろうと思います。そう言って来られるまで山梨県は他県に依存するのか、そうではなく、山梨県にそれなりの処分場を整備しておく必要があるのか、というところなんですけれども、私個人的には明野処分場は別段埋めなくても良いと思っています。何かあった時に困るから、そのまま置いておきましょうというための処分場であっても良いと思っています。そして、もう一つ境川の処分場については、知事が公言をされたものですから、今から覆ることは無いと思いますが、あそこまできつい表現をしなくても、一般廃棄物の処分場を主体に、何かあった時には産業廃棄物も受入れても良いよというぐらいの柔軟性を持たせた発表をしていただければ、私はありがたかった

というふうに思っています。そのあたりをお願いします。

(環境整備課長)

産業廃棄物はリサイクルの進展もあり、民間処分場も単価等も安くなったという経緯もあって、県外での逼迫度もかなり緩んで、そういう状況の中で明野処分場はあれだけの赤字になったと考えております。ただ、今おっしゃられたように、完全にそのまま行くとはいわれないように、最終処分場の残余容量はずっと減っています。それ以上に産業廃棄物は一般廃棄物に比べて法的な規制がものすごく強い現状の中、リサイクル性が強くなってきたものですから、リサイクルが相当進んでいます。ただ、いずれリサイクルの進展がある程度の段階に来て、リサイクルが止まれば、最終処分場がどんどん減っている現状が続く、いずれは最終処分場が逼迫することが考えられます。私どもでも注視しながら、この傾向が逆転するような見込みが強まるようであれば、その時点で検討をしていかなければならないと考えています。決して、やらないということを行っているわけではなく、もう少し様子を見て対応していきたいと考えています。

(委員)

今の話は理解できないことは無いですが、一度許可承認しても、一般廃棄物の処分場に限りませよといった文言が入ってしまうと、後で産業廃棄物を受入れざるを得ない状況になったときに、住民や反対派等に色々言われると、また一からやるというのは非常に難しいものがあると思います。最初の許可を出す段階で柔軟な文言を入れてもらえればいいんじゃないかなと思います。その辺は英知を集結してもらい、一般廃棄物だけでなく、産業廃棄物も受入れることができるような方法を是非お願いしたいと思います。

(環境整備課長)

今ここでそう言った場合は、今回の一般廃棄物の仕組みが崩れますので、今の段階ではそのようなことは言えませんので、申し訳ございません。

(委員)

明野処分場の漏水検知システムの異常検知について、原因が未だに究明されていない状況にありますが、先日のニュースの報道では厚さ 1.5 ミリのシートに細かい穴が開いていたということで、今後そのシートを全部張り替える必要が生じたときには、支出の見込みには入っているのでしょうか。

併せて、新しい一般廃棄物の処分場についても、焼却灰の方からダイオキシンが出てくるという恐れもあるので、遮水シートを張るとは思いますが、同じようなことが起こらないように強固なシートで水が漏れないような対策を取っていただくように願います。

(環境整備課長)

明野の処分場の漏水検知システムは 4m×4mのところ縦横の銅線を上下に這わせてあり、5千箇所くらいの交点があって、下の方に電流を通して穴が開くと水が流れて、その水を通して上の方の銅線で電流を検知するシステムです。今回は原因の推測ですが、交点と交点との間に上下に導線が入っていますので、そこに上から非常に大きい加重をかけると穴が開く可能性があるということが工業技術センターの実験結果です。それから、実際の現地が一番異常値を検知した交点に凹みがありましたので、切り取って実際工業技術センターで穴が開いているかどうかの確認をしたら、ごく小さい穴ですが、穴が確認できました。おそらく上から加重をかけられたというのが、今現在の推測される一因でございます。今後は、安全管理委員会でそのような原因を、さらにはその原因が起らないような再発防止策を講じていくこととなります。今の明野処分場の構造ではプラスチックのシート2枚が上下にあって、下の方は破れていません。さらには粘土状のベントナイトの層が50cmあり、3重構造になっています。そして一番下に万が一漏れたときの水を集めて検査する集排水管が、さらにその周辺に3箇所の井戸がありまして、何か漏れた場合、その水を定期的に毎日のように分析しておりますので、そこからさらに3重のシートが、漏れている場合にはちゃんとわかるような仕組みになっています。今のところそういうことはございません。今後安全性を確認していきますが、シートは安全策が取れた上で設置できるようにしていくものと考えています。

ダイオキシンの問題につきましては、そもそも明野処分場の場合は焼却灰を受入れる予定は今のところございません。次期処分場につきましては、一般廃棄物の焼却灰を受入れるのですが、その時もダイオキシンは一定の基準以下でないと受入れません。県の基準を満たしているかどうか、それからさらに言うと、明野処分場の場合、国の放流水基準の10分の1で河川に放流するとしていますが、境川の場合は下水道の方に流すことになっていますので、施設のダイオキシンの基準を満たすものしか受入れない、さらにそのリスクを処理した物を下水へ流すということで計画しています。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

次期の処分場の方向性について、結局一般廃棄物と産業廃棄物の両方が並行してきちっとした処理ができる方向でなければならぬとすれば、一般廃棄物の処理の見通しとしては、市町村の責任においてやり、これまで交付金がついたり、資金的には資金繰りができるという見通しですね。けれど、産業廃棄物については、資料にもあるように産業廃棄物の量が少なくなろうとも、処分場は必要だとなつて、62億円のお金を県民に負担をかけるということは財政状況が厳しい折難しいと結論が出てますが、産業廃棄物の処分場の建設

については、過去私が聞くところによれば環境税という税金負担によって生み出していこうという団体もありましたが、今これは環境税ではなくて森林税というみたいな形で県が動いているんですか。

(環境整備課長)

森林環境税につきましては、別でして、あくまで森林の保全ですとか、そういうところにいただいた税金を使っていくこととなります。最終処分場の方にまわすということとはございません。

(委員)

環境税というものをもしも取るとすれば、こういう問題にも対応していくような財源の確保ということにも可能性もあるんでしょうか。それは違うんですね。

(環境整備課長)

はい。

(議長)

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今後もわからない部分もかなり多いでしょうが、現時点では説明いただいたような方向で考えていらっしゃるということです。質問もこれ以上ないようですので、終わらせていただきます。その他で他に何かありますでしょうか。

これで全ての議事が終了しましたので、議長の務めを終わらせていただきます。ありがとうございました。

— 終了 —